



小樽の都市計画

City Planning of OTARU

2024.4

※本紙内の内容は、特記がないものについては
令和5年度末時点の内容を示す。
※本紙内 は令和5年度決定・変更を示す。

■ 小樽市の概要	
(1) 位置と面積	1
(2) 人口の推移	1
(3) 人口集中地区 (D I D)	2
■ 都市計画決定の経過	
(1) 都市計画決定の経過	3
(2) 各種都市計画に係るマスタープラン	4
■ 都市計画区域	
(1) 都市計画区域	5
■ 区域区分	
(1) 市街化区域・市街化調整区域	6
■ 地域地区	
(1) 地域地区	8
地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容	9
1 3種類の用途地域	11
(2) 用途地域	12
(3) 特別用途地区	15
(4) 高度地区	15
(5) 高度利用地区	15
(6) 防火地域・準防火地域	16
(7) 駐車場整備地区	16
(8) 臨港地区	17
■ 都市施設	
(1) 道路	18
(2) 公園・緑地	22
(3) 下水道	26
(4) 駐車場	27
(5) ごみ焼却場	27
(6) ごみ処理場	27
(7) 汚物処理場	27
(8) 汚水処理場	28
(9) 市場	28
(10) 火葬場	28
■ 地区計画等	
(1) 地区計画等	29
(2) 地区計画	30
■ 市街地開発事業	
(1) 市街地再開発事業	32
(2) 土地区画整理事業	35

☆表紙写真：小樽運河（撮影：小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室）

★発行・編集：小樽市建設部都市計画課

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

電話：0134-32-4111 内線7331・7332・7333

ファクス：0134-32-3963 メール：tosikei@city.otaru.lg.jp

ホームページ：https://www.city.otaru.lg.jp

小樽市の概要

小樽の都市計画 City Planning of OTARU

(1) 位置と面積

行政面積	位置		広さ		
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北	海岸線
243.83 km ²	140° 59' 40"	43° 11' 27"	36.47 km	20.39 km	68.62 km

注1) 位置の基点は小樽市役所

注2) 行政面積は令和6年1月1日現在(国土地理院より)

(2) 人口の推移

年次	世帯数	人口			備考
		総数(人)	男(人)	女(人)	
大正9年	21,276	108,113	56,406	51,707	第1回国勢調査
大正14年	26,556	134,469	70,420	64,049	第2回国勢調査
昭和5年	27,949	144,887	75,167	69,720	第3回国勢調査
昭和10年	29,223	153,587	78,354	75,233	第4回国勢調査
昭和15年	32,386	164,282	82,435	81,847	第5回国勢調査
昭和22年	35,410	164,934	80,684	84,250	第6回国勢調査
昭和25年	36,918	178,330	87,163	91,167	第7回国勢調査
昭和30年	38,803	188,448	92,754	95,694	第8回国勢調査
昭和35年	45,384	198,511	96,807	101,704	第9回国勢調査
昭和40年	49,851	196,771	94,477	102,294	第10回国勢調査
昭和45年	53,632	191,856	91,134	100,722	第11回国勢調査
昭和50年	56,758	184,406	86,738	97,668	第12回国勢調査
昭和55年	59,287	180,728	84,981	95,747	第13回国勢調査
昭和60年	58,763	172,486	80,170	92,316	第14回国勢調査
平成2年	58,932	163,211	75,453	87,758	第15回国勢調査
平成7年	60,416	157,022	71,914	85,108	第16回国勢調査
平成12年	61,471	150,687	68,687	82,000	第17回国勢調査
平成17年	60,400	142,161	64,436	77,725	第18回国勢調査
平成22年	57,711	131,928	59,514	72,414	第19回国勢調査
平成27年	55,466	121,924	54,985	66,939	第20回国勢調査
令和2年	52,817	111,299	50,136	61,163	第21回国勢調査

(3) 人口集中地区 (D I D)

人口密度が1Km²当たり約4000人以上の国勢調査区の集合区域で、かつ合計で人口が5000人以上の区域をD I D (Densely Inhabited District) といいます。

年 次	D I D		年 次	D I D	
	面積 (ha)	人口 (人)		面積 (ha)	人口 (人)
昭和35年国調	1,260	161,921	平成7年国調	2,450	137,417
昭和40年国調	1,380	157,223	平成12年国調	2,429	131,246
昭和45年国調	1,670	155,662	平成17年国調	2,399	122,971
昭和50年国調	1,860	148,825	平成22年国調	2,383	113,799
昭和55年国調	2,210	150,376	平成27年国調	2,342	104,874
昭和60年国調	2,220	142,636	令和2年国調	2,341	92,939
平成2年国調	2,420	138,592			

都市計画決定の経過

小樽の都市計画 City Planning of OTARU

(1) 都市計画決定の経過

・小樽都市計画

西暦	和 暦	内 容
1919	大正 8 年 4 月	都市計画法公布
1923	大正12年 5 月	都市計画法適用（小樽、札幌、函館）
1926	大正15年 7 月	都市計画区域の決定
1932	昭和 7 年 2 月	用途地域の決定
1935	昭和10年10月	道路の決定
1940	昭和15年 4 月 9 月	（高島町合併） （朝里村合併）
1941	昭和16年 5 月	公園の決定
1949	昭和24年10月	準防火地域の決定
1952	昭和27年 9 月 10月	高度地区の決定 防火地域の決定
1958	昭和33年 3 月 4 月	下水道の決定 （塩谷村合併）
1961	昭和36年 3 月	臨港地区の決定
1963	昭和38年10月	朝里地区土地区画整理事業の決定
1964	昭和39年11月	小樽市天神ごみ焼却場の決定
1968	昭和43年 6 月	新都市計画法の公布
1970	昭和45年 2 月 7 月 9 月	小樽駅前地区市街地再開発事業の決定、高度利用地区の決定 市街化区域・市街化調整区域の決定 小樽市汚物処理場の決定
1972	昭和47年 1 月	小樽市青果物地方卸売市場の決定
1973	昭和48年 5 月 10月	用途地域の決定（建築基準法の改正に伴う全面変更。4用途→8用途） 特別工業地区の決定
1975	昭和50年 3 月 6 月 8 月	駐車場整備地区の決定、稲穂駐車場の決定 中央下水終末処理場の決定 駅前パーキングの決定
1976	昭和51年 9 月	小樽市水産物地方卸売市場の決定、小樽市ごみ処理場の決定
1982	昭和57年 7 月	銭函土地区画整理事業の決定
1985	昭和61年 3 月	銭函下水終末処理場の決定
1990	平成 2 年 2 月	小樽市火葬場の決定
1991	平成 3 年 3 月 12月	地区計画の決定（金沢ニュータウン地区） 小樽市廃棄物焼却場の決定
1992	平成 4 年 6 月 10月 12月	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の制定 地区計画の決定（星野町地区） 蘭島下水終末処理場の決定 地区計画の決定（幸地区）
1994	平成 6 年 3 月 6 月 11月	中央通地区土地区画整理事業の決定 用途地域の決定（都市計画法の改正に伴う全面変更。8用途→12用途） 地区計画の決定（堺町周辺地区） 小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業の決定、再開発地区計画の決定（小樽築港駅周辺地区）
1996	平成 8 年 3 月 8 月 12月	第一種市街地再開発事業の決定（稲北地区） 地区計画の決定（色内 3 丁目地区、港町地区） 地区計画の決定（新光町地区）
1998	平成10年11月	地区計画の決定（星野ニュータウン地区）
2004	平成16年 2 月	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定、北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設の決定
2006	平成18年 9 月	第一種市街地再開発事業の決定（小樽駅前第 3 ビル周辺地区）
2010	平成22年 2 月	地区計画の決定（富岡地区）

※当初決定のみ記載、変更決定は次頁以降に記載。

・札幌圏都市計画（小樽市分）

西暦	和 暦	内 容
1973	昭和48年 3月 6月	市街化区域・市街化調整区域を決定（石狩町） 用途地域の決定（石狩町） 用途地域の決定（建築基準法の改正に伴う全面変更。4用途→8用途）（石狩町）
1975 1977	昭和50年 4月 昭和52年 7月 9月	石狩町の一部を編入 道路の決定 下水道の決定
1985	昭和60年 5月	臨港地区の決定
1990	平成 2年 6月	行政区域界の変更
1996	平成 8年 3月	用途地域の決定（都市計画法の改正に伴う全面変更）
1998	平成10年 3月	特別業務地区の決定
2004	平成16年 4月	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

※当初決定のみ記載、変更決定は次頁以降に記載。

（2）各種都市計画に係るマスタープラン

決定年月日	公表年月日	告示番号	内 容	備考
平成15年 2月20日 平成16年 2月 6日	平成15年 4月 1日 平成16年 2月 6日	北海道告示第 134号	小樽市都市計画マスタープランの決定 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	ア
平成16年 3月31日 平成16年 4月 6日	平成16年 7月 1日 平成16年 4月 6日	北海道告示第 390号	小樽市緑の基本計画の決定 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	イ ウ
平成22年 4月 6日	平成22年 4月 6日	北海道告示第 302号	札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	エ
令和 2年 2月14日 令和 3年 3月23日	令和 2年 4月 1日 令和 3年 3月23日	北海道告示第 230号	第2次小樽市都市計画マスタープランの決定 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	オ

ア：平成13年5月都市計画法の改正に伴い、「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」を別に定めるため決定

イ：都市緑地法に基づき、本市の都市計画区域内の緑とオープンスペースのすべてを対象にした、総合的な都市緑化を計画的かつ効果的に進めるためのマスタープランとして決定

ウ：平成13年5月都市計画法の改正に伴い、「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」を別に定めるため決定

エ：都市計画法第6条の規定に基づく都市計画基礎調査による都市の現況や動向、人口及び産業の見直し及び都市施設の整備の見直しを勘案して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため変更（第1回定期見直し）

オ：都市計画法第6条の規定に基づく都市計画基礎調査による都市の現況や動向、人口及び産業の見直し及び都市施設の整備の見直しを勘案して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため変更（第2回定期見直し）

都市計画区域

小樽の都市計画 City Planning of OTARU

(1) 都市計画区域

都市計画区域名	変更年月日	面積 (ha)	備考
小樽都市計画区域	令和3年3月23日変更	13,050	地先公有水面を含む
札幌圏都市計画区域 (小樽市分)	令和3年3月23日変更	910	地先公有水面を含む
合 計		13,960	

・小樽都市計画

変更(告示)年月日	告示番号	面積 (ha)	備考
大正12年5月29日 大正12年7月1日施行 大正15年7月6日決定	建設省告示第 210号 建設省告示第4650号 北海道告示第 583号	13,059	都市計画法適用 都市計画北海道地方委員会総務部地方課市計画係設置 旧小樽市・旧高島町の全域及び旧朝里村の一部(桜・朝里及び新光地区)を指定。
昭和18年5月28日変更		18,200	旧朝里村の一部(銭函・張碓地区)を含める。
昭和40年2月6日変更		23,488	旧塩谷村の全域を含める。
昭和42年12月28日変更		13,000	都市計画のたたない国有林等の山林部を除く。
昭和47年3月6日変更		13,020	中央ふ頭・有幌等の埋立地を含める。地先公有水面を含む。
昭和53年10月25日変更		13,060	勝納ふ頭・色内ふ頭等の埋立地を含める。
昭和60年3月7日変更		12,956	基礎調査による数字修正
平成4年4月3日変更		12,958	運河散策路、厩町岸壁、塩谷等を含める。
平成10年11月6日変更		12,971	第1埠頭、港町、手宮、高島等の埋立地を含める。
平成17年3月29日変更		12,972	手宮岸壁、北浜岸壁、船浜町、築港の公有水面埋立地を含める。
平成18年3月31日変更		12,973	塩谷漁港の公有水面埋立地を含める。
令和3年3月23日変更		13,050	測量精度の向上による修正。

・札幌圏都市計画(小樽市分)

変更(告示)年月日	告示番号	面積 (ha)	備考
昭和50年4月15日決定	自治省告示第 91号 北海道告示第 326号	899	境界変更
昭和60年3月7日変更		899	地先公有水面を含む。
平成2年6月1日変更		899	境界変更
平成17年11月8日変更		915	石狩湾新港西地区の公有水面埋立地を含める。
平成27年3月17日変更		950	石狩湾新港西地区の公有水面埋立地を含める。
令和3年3月23日変更		910	測量精度の向上による修正。

区 域 区 分

小樽の都市計画 City Planning of OTARU

(1) 市街化区域・市街化調整区域

都市計画区域名	告示年月日	面 積 (ha)		
	告示番号	市街化区域	市街化調整区域	計
小樽都市計画区域	令和3年3月23日変更 北海道告示第230号	3,848	9,202	13,050
札幌圏都市計画区域 (小樽市分)	令和3年3月23日変更 北海道告示第230号	440	470	910
合 計		4,288	9,672	13,960

・小樽都市計画

告示年月日	告示番号	面 積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	計
昭和45年7月1日決定	北海道告示第1662号	3,400	9,600	13,000
昭和47年3月6日変更	北海道告示第585号	3,420 (ア)	9,600	13,020
昭和53年10月25日変更	北海道告示第3267号	3,770 (イ)	9,290	13,060
昭和60年3月7日変更	北海道告示第327号	3,790 (ウ)	9,166	12,956
平成3年3月28日変更	北海道告示第451号	3,793 (エ)	9,163	12,956
平成4年4月3日変更	北海道告示第521号	3,793 (オ)	9,165	12,958
平成4年10月2日変更	北海道告示第1531号	3,797 (カ)	9,161	12,958
平成7年10月31日変更	北海道告示第1658号	3,800 (キ)	9,158	12,958
平成8年12月17日変更	北海道告示第473号	3,818 (ク)	9,140	12,958
平成10年11月6日変更	北海道告示第1900号	3,846 (ケ)	9,125	12,971
平成16年2月6日変更	北海道告示第135号	3,846	9,125	12,971 (コ)
平成17年3月29日変更	北海道告示第244号	3,847 (サ)	9,125	12,972
平成18年3月31日変更	北海道告示第311号	3,848 (シ)	9,125	12,973
平成22年4月6日変更	北海道告示第302号	3,848	9,125	12,973 (ス)
令和3年3月23日変更	北海道告示第230号	3,848 (セ)	9,202	13,050 (ソ)

備 考

- (ア) 中央ふ頭、有幌等埋立地を含める。
- (イ) 勝納ふ頭、東南地域等の区域区分の変更（第1回定期見直し）
- (ウ) 最上2丁目、天神2丁目、奥沢5丁目、新光町、桂岡町、星野町、高島5丁目、祝津2丁目、長橋1丁目、5丁目及び塩谷2丁目の各一部の区域区分を変更し、蘭島1丁目、桃内、オタモイ3丁目、赤岩2丁目及び星野町の各一部を特定保留地区へ位置付ける。（第2回定期見直し）
- (エ) オタモイ3丁目地区の特定保留の解除
- (オ) 市街化区域・市街化調整区域の変更はないが、オタモイ3丁目、高島1丁目、港町、朝里川温泉2丁目及び星野町の各一部を特定保留地区へ位置付ける。（第3回定期見直し）
- (カ) 星野町地区の特定保留の解除
- (キ) オタモイ3丁目地区の特定保留の解除
- (ク) 新光町地区の一般保留の解除
- (ケ) 星野町、港町、手宮1丁目及び高島1丁目の各一部の区域区分の変更（第4回定期見直し）
- (コ) 区域については変更なし（第5回定期見直し）
- (サ) 手宮1丁目、色内3丁目、船浜町及び築港の各一部の公有水面埋立地を含める
- (シ) 塩谷1丁目地区の一部の公有水面埋立地を含める
- (ス) 区域については変更なし（第6回定期見直し）

- (セ) 塩谷2丁目地区の一部を市街化区域から市街化調整区域に変更（第7回定期見直し）
- (ソ) 測量精度の向上による修正（第7回定期見直し）

・札幌圏都市計画（小樽市分）

告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	計
(昭和48年3月9日決定)	(北海道告示第531号)	(384)	(515)	(899) ※1
昭和50年4月15日決定		384	515	899 (ア)
昭和53年6月26日変更	北海道告示第2013号	390 (イ)	509	899
昭和60年3月7日変更	北海道告示第 327号	390 (ウ)	509	899
平成2年6月1日変更		397 (エ)	502	899
平成3年3月28日変更	北海道告示第 451号	397 (オ)	502	899
平成10年3月31日変更	北海道告示第 461号	397	502	899 (カ)
平成16年4月6日変更	北海道告示第 391号	397	502	899 (キ)
平成17年11月8日変更	北海道告示第 833号	414 (ク)	501	915
平成22年4月6日変更	北海道告示第 302号	414	501	915 (ケ)
平成27年3月17日変更	北海道告示第 195号	453 (コ)	497	950
令和3年3月23日変更	北海道告示第 230号	440 (サ)	470	910 (シ)

備 考

- ※1 (石狩町にて当初決定) (面積は小樽市に編入された数字を記載)
- (ア) 境界変更
- (イ) 石狩湾新港地域の港湾計画に基づき追加変更（第1回定期見直し）
- (ウ) 小樽市分については変更なし（第2回定期見直し）
- (エ) 石狩町との行政区域界の変更
- (オ) 市街化区域界の軽微な変更（第3回定期見直し）
- (カ) 小樽市分については変更なし（第4回定期見直し）
- (キ) 小樽市分については変更なし（第5回定期見直し）
- (ク) 銭函5丁目地区（石狩湾新港西地区）の一部の公有水面埋立地を含める
- (ケ) 小樽市分については変更なし（第6回定期見直し）
- (コ) 銭函5丁目地区（石狩湾新港西地区）の一部の公有水面埋立地を含める
- (サ) 銭函5丁目地区（石狩湾新港中央水路地区）の一部の公有水面を市街化区域から市街化調整区域に変更（第7回定期見直し）
- (シ) 測量精度の向上による修正（第7回定期見直し）

地域地区

小樽の都市計画 City Planning of OTARU

(1) 地域地区

□ : 小樽市において指定しているもの

【地域地区の種類】



○地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容

※太字：小樽市において指定しているもの

都市計画の種類	都市計画の内容・目的等	規制等の内容
1. 用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する。	建築物の用途、容積率、建蔽率、高さ
2. 特別用途地区	用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。	建築物の用途、敷地、構造、設備
3. 特定用途制限地域	用途地域が定められていない区域内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。	建築物の用途
4. 特例容積率適用地区	一部の用途地域内において、容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積の活用を促進し、土地の高度利用を図るため定める地区。	建築物の容積率、高さ
5. 高層住居誘導地区	利便性の高い高層住宅の建設を誘導するために、一部の用途地域のうち比較的高い容積率制限が定められた地域において、建築物の容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度を定める地区。	建築物の容積率、建蔽率、敷地面積
6. 高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める。	建築物の高さ
7. 高度利用地区	用途地域内の市街地における土地の合理的なかつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度および最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度ならびに壁面の位置の制限を定める。	建築物の容積率、建蔽率、建築面積、壁面の位置
8. 特定街区	市街地の整備改善を図るため街区の整備または造成が行われる地区であり、建築物の容積率、高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める（そのかわり一般的な建築物の容積率、建蔽率等に関する制限が適用されなくなる）。	建築物の容積率、高さ、壁面の位置
9. 都市再生特別地区	民間事業者等による都市開発を積極的に誘導するため、既存の用途地域等による制限に代わり、別途誘導すべき用途や容積率、高さ等を定める地区。	建築物等の用途、容積率、建蔽率、建築面積、高さ、壁面の位置
10. 居住調整地域	都市構造を集約化して都市の機能を維持するため、居住誘導区域外において、住宅地化を抑制するために定める地域。	住宅の建築等
11. 居住環境向上用途誘導地区	地域の住環境を保全しつつ日常生活に必要な施設の建築を誘導するため、その施設に限定して用途規制や容積率の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用する地区。	建築物の用途、容積率
12. 特定用途誘導地区	特定の誘導施設を有する建築物の建築を誘導するため、その施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用する地区。	建築物の用途、容積率
13. 防火地域 準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域。	建築物の構造

○地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容

※太字：小樽市において指定しているもの

都市計画の種類	都市計画の内容・目的等	規制等の内容
14. 特定防災街区整備地区	密集市街地において火事や地震等に対する防災機能を確保するために、敷地面積の最低限度や壁面の位置、建築物の幅及び高さの最低限度等を定める地区。	建築物の幅・高さ、敷地面積、壁面の位置
15. 景観地区	市街地の景観を維持するため定める地区。	建築物の形態意匠、高さ、敷地面積、壁面の位置
16. 風致地区	都市の風致を維持するため定める地区。	建築、宅地造成、木竹伐採等
17. 駐車場整備地区	商業地域もしくは近隣商業地域等で自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保すべき地域。	大規模建築物に対する駐車場施設の設置
18. 臨港地区	港湾を管理運営するため定める地区。	建築物その他の建造物の建築等
19. 歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存地区の枢要な部分を構成している地域。	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の土地利用の区画形質の変更、木材の伐採等
20. 第一種歴史的風土保存地区 第二種歴史的風土保存地区	第一種歴史的風土保存地区は、歴史的風土の保存上枢要な部分を構成していることにより、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保全を図るべき地域、第二種歴史的風土保存地区は、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保全を図るべき地域（明日香村の区域を区分して定める）。	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の区画形質の変更、木竹の伐採等
21. 緑地保全地域 特別緑地保全地区又は緑化地域	都市計画区域内において、良好な自然的環境を形成している土地の区域。	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の土地の区画形質の変更、木材の伐採等
22. 流通業務地区	特定の大都市の区域内で、幹線道路、鉄道等の整備状況に照し、流通業務市街地として整備することが適当な区域。	建築物その他の施設の建設等
23. 生産緑地地区	市街化区域内の一定規模以上の農地等の区域について公害の防止または災害の防止等良好な生活環境の確保と公共施設等の施設の確保を図る。	建築物その他の工作物の新築等、宅地造成、土砂採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立建設干拓
24. 伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保全。	建築物その他の工作物の建設、宅地造成その他の土地の形質の変更、木材の伐採等
25. 航空機騒音障害防止地区、 航空機騒音防止特別地区	特定空港（新東京国際空港ほか）周辺において航空機の著しい騒音がおよぶこととなる地域について、騒音による障害を防止し、あわせて合理的な土地利用を図る。	学校、病院、住宅等の建築

【13 種類の用途地域】

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まります。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

第一種低層住居専用地域



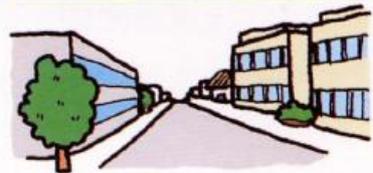
低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかかわった住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



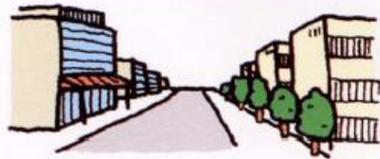
主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



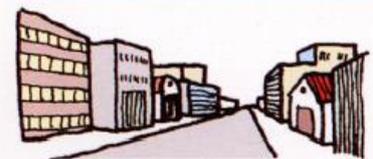
主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。

第一種住居地域



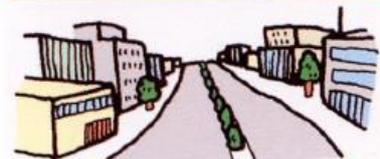
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

出典：国土交通省発行「みらいに向けたまちづくりのために」

(2) 用途地域

(単位：ha、下段は構成比)

都市計画区域名	告示年月日 告示番号	第一種 低層住居 専用地域	第一種 中高層 住居専用 地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域	計
小樽都市計画区域	令和3年3月23日 小樽市告示 第90号	740 (19.2)	792 (20.6)	1,237 (32.1)	29 (0.8)	130 (3.4)	78 (2.0)	429 (11.2)	255 (6.6)	158 (4.1)	3,848 (100.0)
札幌圏都市計画区域 (小樽市分)	令和3年3月23日 小樽市告示 第90号							241 (54.8)	26 (5.9)	173 (39.3)	440 (100.0)
合計 (ha)		740 (17.3)	792 (18.5)	1,237 (28.8)	29 (0.7)	130 (3.0)	78 (1.8)	670 (15.6)	281 (6.6)	331 (7.7)	4,288 (100.0)

・小樽都市計画

(単位：ha、下段は構成比)

告示 年月日	告示番号	第一種 住居専用 地域	第二種 住居専用 地域	住居 地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域	未指定地	計	備考
昭和7年 2月1日				1,158.30 73.3		169.70 10.7		174.80 11.1		78.10 4.9	1,580.90 100.00	ア
昭和18年 5月28日				1,550.08 76.5		168.26 8.3		270.28 13.3		38.73 1.9	2,027.35 100.00	イ
昭和28年 3月24日	建設省告示 第319号			1,560.26 77.0		174.82 8.6	21.68 1.1	270.28 13.2		0.31 0.1	2,027.35 100.00	ウ
昭和31年 9月5日	建設省告示 第1412号			1,551.23 76.5		183.85 9.1	21.68 1.1	270.28 13.2		0.31 0.1	2,027.35 100.00	エ
昭和39年 3月14日	建設省告示 第480号			3,664.10 76.9		286.50 6.0	242.00 5.1	571.00 12.0			4,763.60 100.00	オ
昭和40年 7月2日	建設省告示 第1676号			3,628.00 76.1		285.40 6.0	279.20 5.9	571.00 12.0			4,763.60 100.00	カ
昭和45年 9月14日	北海道告示 第2291号			2,281.60 67.1		289.5 8.5	388.2 11.4	440.7 13.0			3,400.0 100.00	キ
昭和48年 5月1日	北海道告示 第1305号	436.0 12.7	768.9 22.5	1,226.20 35.9	125.5 3.7	78.6 2.3	402.1 11.7	216.0 6.3	166.7 4.9		3,420.0 100.00	ク
昭和53年 10月25日	北海道告示 第3268号	747.0 19.8	786.0 20.9	1,219.00 32.4	125.0 3.3	79.0 2.1	390.0 10.3	256.0 6.8	167.0 4.4		3,769.0 100.00	ケ
昭和57年 9月13日	北海道告示 第1881号	737.0 19.6	795.0 21.1	1,220.00 32.4	125.0 3.3	79.0 2.1	390.0 10.3	256.0 6.8	167.0 4.4		3,769.0 100.00	コ
昭和60年 3月7日	北海道告示 第327号	746.0 19.7	802.0 21.1	1,223.00 32.2	120.0 3.2	78.0 2.0	399.0 10.5	264.0 7.0	158.0 4.2		3,790.0 100.00	サ
昭和61年 9月16日	北海道告示 第1506号	739.0 19.5	798.0 21.0	1,221.00 32.2	131.0 3.5	78.0 2.0	401.0 10.6	264.0 7.0	158.0 4.2		3,790.0 100.00	シ
平成3年 3月28日	北海道告示 第451号	742.0 19.5	798.0 21.0	1,221.00 32.2	131.0 3.5	78.0 2.0	401.0 10.6	264.0 7.0	158.0 4.2		3,793.0 100.00	ス
平成4年 10月2日	北海道告示 第1531号	742.0 19.5	798.0 21.0	1,225.00 32.3	131.0 3.5	78.0 2.0	401.0 10.6	264.0 6.9	158.0 4.2		3,797.0 100.00	セ

ア 旧小樽市の一部

イ 旧高島町の一部を追加指定

ウ 稲穂4丁目、5丁目、長橋中学校周辺等を変更

エ 緑町第一大通、国道沿線（住吉神社付近）を変更

- オ 桜・朝里・新光地区及び銭函・張碓地区の一部を追加指定
- カ 桜町ロータリー周辺を変更
- キ 市街化区域・市街化調整区域の設定に伴い、既定用途地域界を変更するとともに塩谷・蘭島地区を追加指定
- ク 建築基準法の改正による全面的変更（8用途）及び中央埠頭、有幌地区の追加
- ケ オタモイ1丁目～3丁目、幸3丁目、赤岩1丁目・2丁目、祝津1丁目～3丁目、高島2丁目・5丁目、富岡2丁目、天神2丁目、奥沢5丁目、真栄2丁目、潮見台1丁目～4丁目、若竹町、築港、桜4丁目・5丁目、新光1丁目・4丁目・5丁目、朝里川温泉1丁目、桂岡町、見晴町、長橋1丁目、清水町、稲穂2丁目、忍路1丁目、祝津3丁目地先、色内3丁目地先公有水面及び築港地先公有水面の各一部の変更
- コ 東南地域（望洋台）の内部変更（望洋台2丁目・3丁目の一部に外壁後退距離1.0mを決定）
- サ 最上2丁目、天神2丁目、奥沢5丁目、新光町、桂岡町、星野町、高島5丁目、祝津2丁目、長橋1丁目・5丁目及び塩谷2丁目の各一部の変更
- シ 最上1丁目・2丁目、潮見台2丁目～4丁目、錦町、奥沢5丁目、星野町、真栄2丁目、桜4丁目・5丁目、新光1丁目・2丁目、銭函1丁目・3丁目、朝里川温泉1丁目・2丁目、稲穂1丁目・5丁目、手宮2丁目、長橋2丁目・3丁目、塩谷1丁目・2丁目、望洋台1丁目～3丁目の各一部の変更（望洋台2丁目～4丁目の一部、朝里川温泉1丁目の一部、桜5丁目の一部、若竹町の一部、潮見台1丁目～4丁目の一部、真栄2丁目の一部、奥沢5丁目の一部に外壁後退距離1.0mを決定）
- ス オタモイ3丁目地区の特定保留解除（オタモイ3丁目の一部に外壁後退距離1.0mを決定）
- セ 星野町地区の特定保留解除

・小樽都市計画（平成6年6月変更以降）

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	備考
平成6年6月1日	小樽市告示第86号	746 19.6	— —	785 20.7	— —	1,207 31.8	23 0.6	— —	— —	131 3.5	78 2.0	405 10.7	264 7.0	158 4.1	3,797 100.0	ソ
平成7年10月31日	小樽市告示第205号	749 19.7	— —	785 20.7	— —	1,207 31.8	23 0.6	— —	— —	131 3.5	78 2.0	405 10.7	264 6.9	158 4.1	3,800 100.0	タ
平成8年8月16日	小樽市告示第150号	749 19.7	— —	785 20.7	— —	1,207 31.8	23 0.6	— —	— —	130 3.5	78 2.0	417 10.9	253 6.7	158 4.1	3,800 100.0	チ
平成8年12月17日	小樽市告示第239号	749 19.6	— —	785 20.6	— —	1,225 32.1	23 0.6	— —	— —	130 3.5	78 2.0	417 10.9	253 6.6	158 4.1	3,818 100.0	ツ
平成10年11月6日	小樽市告示第195号	749 19.5	— —	785 20.4	— —	1,240 32.2	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	テ
平成11年6月28日	小樽市告示第132号	747 19.4	— —	785 20.4	— —	1,242 32.3	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	ト
平成14年12月27日	小樽市告示第239号	747 19.4	— —	785 20.4	— —	1,242 32.3	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	ナ
平成16年3月16日	小樽市告示第46号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,242 32.3	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	254 6.6	158 4.1	3,846 100.0	ニ
平成17年3月29日	小樽市告示第54号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,242 32.3	23 0.6	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,847 100.0	ヌ
平成17年9月7日	小樽市告示第215号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,236 32.1	29 0.8	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,847 100.0	ネ
平成18年3月31日	小樽市告示第58号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,237 32.1	29 0.8	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,848 100.0	ノ
令和3年3月23日	小樽市告示第90号	740 19.2	— —	792 20.6	— —	1,237 32.1	29 0.8	— —	— —	130 3.4	78 2.0	429 11.2	255 6.6	158 4.1	3,848 100.0	ハ

- ソ 建築基準法及び都市計画法の改正に伴う全面的変更（塩谷2丁目、幸2丁目、オタモイ1丁目、長橋5丁目、港町、堺町、住吉町、住ノ江1丁目、若松1丁目、新光3丁目及び銭函2丁目・銭函3丁目の各一部の変更）
- タ オタモイ3丁目地区の特定保留解除（オタモイ3丁目の一部に外壁後退距離1.0mを決定）
- チ 色内2丁目及び色内3丁目の各一部の変更
- ツ 新光町及び新光3丁目の各一部の変更
- テ 星野町、港町地先、手宮1丁目地先公有水面及び高島1丁目地先公有水面の各一部の変更
- ト 望洋台3丁目、朝里川温泉1丁目、桜5丁目及び潮見台3丁目の各一部の変更
- ナ 建築基準法の一部改正により、建蔽率の数値が拡充されたことに伴う建蔽率の指定（今までの数値で指定）
- ニ オタモイ1丁目の一部の変更
- ヌ 手宮1丁目、色内3丁目、船浜町及び築港の各一部（0.6ha）を公有水面埋立のため指定
- ネ 朝里川温泉2丁目の一部変更

ノ 塩谷1丁目の一部を公有水面埋立のため指定

ハ 塩谷2丁目の一部の変更（第一種住居地域、約0.2ha減）※小数点以下四捨五入するため面積は変わらない。

・札幌圏都市計画（小樽市分）

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	未指定地	計	備考
昭和48年3月13日	北海道告示第585号							(384) (100.0)			(384) (100.0)	※1
昭和48年6月1日	北海道告示第1707号						(120) (21.3)		(264) (78.7)		(384) (100.0)	※2
昭和50年4月15日							120 21.3		264 78.7		384 100.0	ア
昭和53年6月26日	北海道告示第2014号						126 32.3		264 67.7		390 100.0	イ
昭和54年12月22日	北海道告示第3987号						126 32.3		264 67.7		390 100.0	ウ
平成2年6月1日							133 33.5		264 66.5		397 100.0	エ

※1 小樽への編入前（石狩町にて当初決定）（面積は小樽市に編入された数字を記載）

※2 建築基準法の改正による全面的変更（4用途→8用途）（石狩町にて変更）（面積は小樽市に編入された数字を記載）

ア 石狩町の一部を編入

イ 樽川ふ頭部分の区域区分の変更に伴い追加指定

ウ 小樽市分については変更なし

エ 行政区域界の変更に伴う用途地域界の変更

・札幌圏都市計画（小樽市分）（平成8年3月変更以降）

（単位：ha、下段は構成比）

告示年月日	告示番号	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	備考
平成8年3月29日	北海道告示第452号											133 33.5		264 66.5	397 100.0	オ
平成10年3月31日	北海道告示第461号											159 40.1		238 59.9	397 100.0	カ
平成14年12月24日	北海道告示第2025号											159 40.1		238 59.9	397 100.0	キ
平成17年3月29日	北海道告示第244号											254 64.0		143 36.0	397 100.0	ク
平成17年11月8日	北海道告示第833号											254 61.4	17 4.1	143 34.5	414 100.0	ケ
平成27年3月17日	小樽市告示第83号											254 56.1	26 5.7	173 38.2	453 100.0	コ
令和3年3月23日	小樽市告示第90号											241 54.8	26 5.9	173 39.3	440 100.0	サ

オ 建築基準法及び都市計画法の改正に伴う全面的変更

カ 銭函4丁目の一部を変更

キ 建築基準法の一部改正により、^{（ほか）}建蔽率の数値が拡充されたことに伴う^{（ほか）}建蔽率の指定（今までの数値で指定）

ク 銭函4丁目の一部を変更

ケ 銭函5丁目（石狩湾新港西地区）の一部を公有水面埋立のため指定

コ 銭函5丁目（石狩湾新港西地区）の一部を公有水面埋立のため指定

サ 銭函5丁目（石狩湾新港中央水路地区）の一部の公有水面を市街化区域から市街化調整区域に変更（第7回定期見直し）

(3) 特別用途地区

・小樽都市計画

種類	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備考
特別工業地区	昭和48年10月15日決定	小樽市告示第 115号	199	銭函2丁目・3丁目の工業地域内及び銭函3丁目内の工業専用地域内
大規模集客施設制限地区	平成19年11月30日変更	小樽市告示第 268号	429	全ての準工業地域

・札幌圏都市計画 (小樽市分)

種類	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備考	
特別業務地区	平成10年3月31日決定	小樽市告示第 47号	59	銭函4丁目及び5丁目の準工業地域の各一部	
	平成17年3月29日変更	小樽市告示第 53号	第一種	33	銭函5丁目の準工業地域の一部
			第二種	121	銭函4丁目の準工業地域
大規模集客施設制限地区	平成19年11月30日変更	小樽市告示第268号	100	全ての準工業地域 (特別業務地区 (第一種・第二種) は除く)	
	令和3年3月23日変更	小樽市告示第90号	87	石狩湾新港中央水路地区の一部の公有水面を市街化区域から市街化調整区域に変更	

(4) 高度地区

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備考
昭和27年9月4日決定	建設省告示第1171号	0.686	・船見通 ・建築物の高さの最低限は9m (ただし、建築面積の3分の1以内の部分は除く)

(5) 高度利用地区

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備考
昭和45年2月7日決定	小樽市告示第 17号	5.7	・稲穂2丁目・3丁目の一部
昭和51年11月11日変更	小樽市告示第 178号	2.8	・小樽駅前再開発区域に区域変更
平成8年3月11日変更	小樽市告示第 48号	3.7	【稲北地区】 (稲穂5丁目の一部、0.9ha) を追加指定 ・容積率の最高限度 40/10以下 ・容積率の最低限度 20/10以上 ・建蔽率の最高限度 7/10以下 (ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする) ・建築面積の最低限度 300㎡以上 ・壁面の位置の制限 (2.0m)
平成18年9月11日変更	小樽市告示第 233号	3.8	【小樽駅前地区】 (稲穂2丁目・3丁目的一部分、2.9ha) 小樽駅前地区を市街地再開発事業 (小樽駅前 第3ビル周辺地区) に伴い区域拡大 ・容積率の最高限度 60/10以下 ・容積率の最低限度 20/10以上 ・建蔽率の最高限度 8/10以下 (ただし、耐火建築物にあっては 9/10) (ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする) ・建築面積の最低限度 300㎡以上

(6) 防火地域・準防火地域

告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
		防火地域	準防火地域	計
昭和24年10月4日決定	建設省告示第 833号	—	280.22 (ア)	280.22
昭和27年10月3日変更	建設省告示第1267号	1.72 (イ)	278.50 (ウ)	280.22
昭和31年9月5日変更	建設省告示第1413号	1.72	305.79 (エ)	307.51
昭和39年11月5日変更	建設省告示第3097号	1.72	552.18 (オ)	553.90
昭和48年5月1日変更	小樽市告示第 41号	15.3 (カ)	652.1 (キ)	667.4
昭和53年10月25日変更	小樽市告示第 160号	16.0 (ク)	651.4	667.4
昭和53年10月25日変更	小樽市告示第 161号	16.0	651.4 (ケ)	667.4
昭和61年9月16日変更	小樽市告示第 195号	17.0 (コ)	658.0 (サ)	675.0
平成8年8月16日変更	小樽市告示第 152号	17.0	686.0 (シ)	703.0
平成17年3月29日変更	小樽市告示第 55号	17	686 (ス)	703
平成18年9月11日変更	小樽市告示第 233号	17	686 (セ)	703

- (ア) 旧市街地を指定
- (イ) 大通北線及び船見通の一部を指定
- (ウ) (イ) の防火地域を除く
- (エ) 色内小学校付近と緑町商店街を加える
- (オ) 旧商業地域等を対象とする
- (カ) 容積率600%の区域及び船見通の一部を指定
- (キ) 商業地域・近隣商業地域及びその周辺の過密地域を追加指定 (第1～3埠頭を除く)
- (ク) 容積率600%の変更区域(0.7ha)を加える
- (ケ) (ク) の変更部分 (0.7ha) を除く
- (コ) 容積率600%の拡大区域を追加
- (サ) 近隣商業地域 (塩谷1・2丁目、新光1・2丁目、銭函1丁目) 等を追加指定
- (シ) 小樽築港駅周辺地区再開発地区計画区域 (28.0ha) を追加指定
- (ス) 色内3丁目の一部 (0.1ha) を追加指定
- (セ) 小樽築港周辺地区地区計画変更に伴い、高度利用の見込みがたたない区域(0.1ha)を指定解除

(7) 駐車場整備地区

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備考
昭和50年3月31日決定	小樽市告示第 45号	71	商業地域 (稲穂、花園、色内等)

(8) 臨港地区

・小樽都市計画

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備 考
昭和36年3月16日決定	建設省告示第 495号	132.0	
昭和63年8月22日決定	北海道告示第1378号	189	高島地区、手宮・北浜地区、色内ふ頭地区、第3号ふ頭地区、中央ふ頭地区、有幌地区、勝納ふ頭地区及び若竹ふ頭地区を追加し、出抜小路地区、住吉地区及び入船五差路地区を削除
平成8年8月16日変更	北海道告示第1276号	185	高島地区、手宮地区を追加し、若竹地区を削除
平成13年6月15日変更	北海道告示第1087号	192.2	港町の一部を追加、高島1丁目・手宮1丁目の各一部を削除
平成17年3月29日変更	北海道告示第 244号	192.4	手宮1丁目、色内3丁目の各一部を追加

・札幌圏都市計画

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	備 考
昭和60年5月30日決定	北海道告示第 918号	257	石狩湾新港地域、石狩町180ha、小樽市77ha (内訳は行政区域界変更後の面積)
平成28年2月19日変更	北海道告示第127号	391	石狩湾新港地域、石狩市259.8ha、小樽市130.9ha ※指定：東第一地区、中央地区、西地区、中央水路第一地区、中央水路第二地区 ※削除：東第二地区、中央水路第三地区 ※GIS求積による誤差修正
令和3年3月23日変更	北海道告示第230号	393	石狩湾新港地域、石狩市261.6ha、小樽市130.9ha ※指定：中央地区

都市施設

小樽の都市計画 City Planning of OTARU

(1) 道路

・小樽都市計画道路の決定経過

告示年月日	告示番号	内 容
昭和10年10月12日 昭和23年 昭和24年1月31日 昭和28年3月24日 昭和30年12月20日	内務省告示第 548号 建設省告示第 523号 建設省告示第 64号 建設省告示第 320号 建設省告示第1500号	公園通外25線を決定 出抜小路線、若竹線の追加 花園学校通、於古発川通、舟見通南線及び舟見通北線の4線を追加 錦町線の延長増と広場の新設 北浜線、税関前通の2線を追加。緑町線、龍宮通及び海岸高島線の3線の延長増
昭和32年4月23日 昭和34年3月23日 昭和36年3月16日	建設省告示第 639号 建設省告示第 416号 建設省告示第 426号	東通南線の南小樽駅前に交通広場を新設 若松線の奥沢2丁目に広場を新設。海岸高島線の延長増 高商通の名称を花穂中央線に変更し、延長増と広場の新設。入舟線の延長増と広場の新設。大通北線、色内川通及び奥船線の3線の幅員を拡幅
昭和38年10月28日 昭和40年7月2日 昭和41年8月25日	建設省告示第2710号 建設省告示第1670号 建設省告示第2912号	従来公園通外33線を全面廃止し、新たに花園学校通外25線を決定 銭函地区に新しく銭函中央線外5線を追加 小樽中央線の延長増、本通線の線形変更と延長減、入舟線の延長増、手宮仲通を臨港線より分離し新しく追加。祝津山手線の臨港線の変更に伴う延長減、臨港線の名称、起終点、幅員及び線形等の全面的変更。海岸高島線の一部幅員の拡幅
昭和43年3月30日 昭和44年3月31日 昭和45年2月7日	建設省告示第 807号 建設省告示第1283号 北海道告示第 308号	小樽中央線の線形変更 朝里温泉通の線形変更 小樽駅前再開発事業に伴う中央通の幅員拡幅、延長減及び小樽中央線の幅員拡幅及び小樽駅前広場の増
昭和46年5月8日 昭和47年5月23日 昭和47年7月7日	北海道告示第1392号 小樽市告示第 123号 北海道告示第2231号	本通線の量徳橋の幅員変更 道路網の見直しにより東小樽線、東通線及び公園東通を全面変更 道路網の見直しにより花園学校通外31路線を全面変更し、新たに住吉線、蘭島中央線、幸線、オタモイ線、蘭島仲通、蘭島海岸線、御膳水通を追加決定
昭和47年8月18日 昭和47年8月18日 昭和52年7月13日	北海道告示第2640号 小樽市告示第 162号 北海道告示第2186号	臨港線の一部幅員拡幅 中央埠頭線の追加 従来西星置線の名称を道央新道に変更し、起終点、幅員及び線形等全面的に変更。小樽中央線の線形変更。銭函海岸線の一部の幅員を縮小し、終点を延長。新宮横通の一部の幅員を拡幅
昭和52年7月13日 昭和53年4月10日 昭和53年10月25日 昭和53年10月25日 昭和55年7月8日 昭和55年9月20日 昭和56年8月10日	小樽市告示第 105号 北海道告示第1035号 北海道告示第3269号 小樽市告示第 162号 北海道告示第1763号 北海道告示第2361の2号 北海道告示第1763号	銭函山手線を追加決定 朝里温泉通の線形変更 東小樽環状線、望洋線及び桜台線を追加決定 東小樽線の一部幅員拡幅 海岸高島線、東小樽環状線の線形変更 臨港線、手宮仲通の幅員の変更 小樽中央線の線形及び幅員の変更。臨港線の一部の幅員の拡幅。長橋大通、長橋小学校通の追加
昭和56年11月9日 昭和61年5月15日 昭和61年8月28日 昭和63年6月30日 平成2年6月4日 平成2年6月4日 平成2年10月18日 平成2年10月29日 平成3年10月8日	北海道告示第2383号 北海道告示第 746号 北海道告示第1420号 北海道告示第1058号 北海道告示第 766号 小樽市告示第 78号 北海道告示第1491号 小樽市告示第 159号 北海道告示第1571号	祝津山手線の一部の線形の変更 臨港線及び中央通の一部区域の変更 長橋小学校通の一部の幅員の変更及び区域の変更 祝津山手線の一部幅員の拡幅変更 新宮横通の一部区域の変更 銭函山手線の一部区域の変更 小樽中央線の起点、線形及び一部幅員の変更 駅前パーキング前通を追加決定 東小樽環状線の線形及び一部区域の変更

告示年月日	告示番号	内 容
平成4年3月10日	北海道告示第331号	幸線の線形及び一部区域の変更
平成4年6月23日	北海道告示第990号	和宇尻中央通、礼文塚通、歌棄通及び銭函新通を追加決定
平成6年11月25日	北海道告示第1766号	臨港線の構造の変更。勝納築港線、築港海岸通を追加決定
平成6年11月25日	小樽市告示第196号	東小樽線の一部区域の変更。マリンロードの追加決定
平成7年12月22日	北海道告示第1926号	長橋線の一部区域の変更。望洋線の起点及び線形の変更
平成8年6月4日	北海道告示第857号	祝津山手線の終点及び線形の変更
平成8年9月20日	北海道告示第1461号	ほしみ駅南通の追加決定
平成9年8月15日	北海道告示第1334号	小樽中央線の線形及び一部幅員の拡幅変更
平成9年11月14日	北海道告示第1800号	小樽中央線の線形の変更
平成10年10月6日	北海道告示第1707号	新宮横通の終点、線形及び一部区域の変更。銭函山手線の一部区域の変更
平成11年12月10日	北海道告示第2030号	小樽山手通、塩谷小学校通の追加
平成13年11月30日	北海道告示第2011号	臨港線の一部幅員及び区域の変更、車線の数の決定。朝里温泉通の線形及び一部幅員の変更、車線の数の決定
平成15年3月14日	北海道告示第412号	中央通ほか44路線の車線の数の決定
平成15年3月14日	小樽市告示第34号	東小樽線ほか5路線の車線の数の決定
平成17年6月17日	北海道告示第472号	臨港線の一部構造、一部車線の数、一部幅員及び区域の変更、一部区域の廃止。勝納築港線の構造及び起点の変更
平成17年6月17日	小樽市告示第152号	新富線の起点の変更
平成17年9月13日	北海道告示第687号	朝里温泉通の終点、一部区域及び線形の変更
平成19年9月21日	北海道告示第613号	臨港線の一部区域の変更
令和3年3月23日	北海道告示第230号	小樽中央線の一部区域の変更
令和5年10月6日	北海道告示第487号	若松線に北海道新幹線新小樽（仮称）駅駅前広場を新設

・札幌圏都市計画（小樽市分）道路の決定経過

告示年月日	告示番号	内 容
昭和52年7月13日	北海道告示第2185号	道央新道、樽川埠頭通、小樽・石狩通、流通通を決定
平成16年4月6日	北海道告示第391号	道央新道、ほか3路線の車線の数の決定、樽川埠頭通の名称の変更

・小樽都市計画道路表

名 称				主な 幅員 (m)	延 長 (m)	摘 要	改良済 延 長 (m)	整備済 延 長 (m)
区分	規模	番号	路 線 名					
1	3	1	小樽山手通	24	22,640	平成11年12月10日北海道告示第2030号	22,160	430
3	1	500	道央新道	45	2,280	平成15年3月14日北海道告示第412号	2,280	2,280
3	2	1	中央通	36	550	〃	550	550
3	2	2	花園学校通	36	440	〃	410	0
3	2	4	臨港線	30	3,550	平成19年9月21日北海道告示第613号	3,350	3,350
3	3	5	住吉線	27	490	平成15年3月14日北海道告示第412号	490	40
3	3	6	公園通	22	680	〃	0	0
3	3	7	小樽中央線	25	28,740	令和3年3月23日北海道告示第230号	28,740	28,550
3	3	8	蘭島中央線	22	1,800	平成15年3月14日北海道告示第412号	720	720
3	4	9	銭函運河線	20	2,000	〃	1,350	1,350
3	4	10	手宮仲通	18	1,700	〃	470	470
3	4	11	龍宮通	18	530	〃	320	320
3	4	12	緑山手線	18	4,000	〃	2,820	2,600
3	4	13	入舟線	18	2,220	〃	1,700	1,700
3	4	14	若松線	18	3,800	令和5年10月6日北海道告示第487号	3,800	3,800
3	4	15	本通線	18	2,550	平成15年3月14日北海道告示第412号	0	0
3	4	16	大通北線	18	3,550	〃	1,060	770
3	4	17	朝里温泉通	18	4,210	平成17年9月13日北海道告示第687号	4,210	4,210
3	4	18	銭函海岸線	18	1,840	平成15年3月14日北海道告示第412号	210	0
3	4	19	高島中央線	16	1,410	〃	0	0
3	4	20	祝津山手線	16	4,740	〃	2,850	2,850
3	4	21	長橋線	16	1,840	〃	680	670
3	4	22	花穂中央線	16	2,000	〃	1,850	1,260
3	4	23	公園南通	16	1,030	〃	0	0
3	4	24	最上町線	16	1,130	〃	880	880
3	4	25	奥船線	16	640	〃	0	0
3	4	26	新富線	16	500	平成17年6月17日小樽市告示第152号	0	0
3	4	27	桜町本通	16	880	平成15年3月14日北海道告示第412号	880	0
3	4	28	幸線	16	1,880	〃	1,880	1,880
3	4	29	オタモイ線	16	1,370	〃	0	0
3	4	30	蘭島仲通	16	300	〃	0	0
3	4	31	蘭島海岸線	16	1,310	〃	0	0
3	4	32	十万坪線	16	1,380	〃	1,280	1,280
3	4	33	御膳水通	16	310	〃	0	0
3	5	34	東小樽線	13	4,750	平成15年3月14日小樽市告示第34号	2,400	1,740
3	5	35	東通線	12	710	〃	0	0
3	5	36	公園東通	12	1,150	〃	230	0
3	5	37	新宮横通	12	1,490	平成15年3月14日北海道告示第412号	960	960
3	6	38	海岸高島線	11	4,280	〃	4,280	4,280
3	6	39	中央埠頭線	8.5	300	平成15年3月14日小樽市告示第34号	300	300
3	5	41	銭函山手線	12	540	〃	540	540
3	5	42	東小樽環状線	14	7,490	平成15年3月14日北海道告示第412号	3,070	3,070
3	4	43	望洋線	18	3,800	〃	3,800	3,800
3	4	44	桜台線	18	960	〃	960	960
3	4	45	長橋大通	18	3,210	〃	3,210	3,210
3	4	46	長橋小学校通	16	390	〃	390	390
3	4	47	和宇尻中央通	20	1,960	〃	780	780
3	4	48	礼文塚通	18	560	〃	560	560
3	4	49	歌棄通	18	430	〃	0	0
3	4	50	銭函新通	18	460	〃	460	310

・小樽都市計画道路表

名 称				主な 幅員 (m)	延 長 (m)	摘 要	改良済 延 長 (m)	整備済 延 長 (m)
区分	規模	番号	路 線 名					
3	3	51	勝納築港線	27	110	平成17年6月17日北海道告示第 472号	110	110
3	3	52	築港海岸通	25	1,180	平成15年3月14日北海道告示第 412号	1,180	1,180
3	4	53	ほしみ駅南通	21	70	〃	70	70
3	3	54	塩谷小学校通	22	1,620	平成11年12月10日北海道告示第2030号	0	0
7	6	1	駅前 ^ハ ・ ^キ ン ^ク 前通	11	50	平成15年3月14日小樽市告示第 34号	40	40
8	5	1	マリンロード	14	170	平成6年11月25日小樽市告示第 196号	170	170
計			56 路 線		143,970		86,720 60.23%	82,420 57.25%

・札幌圏都市計画（小樽市分）道路表

名 称				主な 幅員 (m)	延 長 (m)	摘 要	改良済 延 長 (m)	整備済 延 長 (m)
区分	規模	番号	路 線 名					
3	1	500	道央新道	45	1,310	平成16年4月6日北海道告示第 391号	1,310	1,310
3	1	501	小樽・石狩通	50	960	〃	960	960
3	1	502	流通通	50	390	〃	390	390
3	2	503	樽川埠頭通	30	2,110	〃	2,110	2,110
計			4 路 線		4,770		4,770 100%	4,770 100%

(2) 公園・緑地

・小樽都市計画公園及び小樽都市計画緑地の決定経過

告示年月日	告示番号	内 容
昭和16年5月10日 昭和17年5月13日 昭和18年5月8日 昭和23年8月27日 昭和25年6月17日 昭和25年6月17日 昭和26年12月3日 昭和30年3月31日 昭和30年3月31日 昭和33年3月31日 昭和37年3月14日	内務省告示第 272号 内務省告示第 330号 建設省告示第 275号 建設省告示第 47号 建設省告示第 544号 建設省告示第 546号 建設省告示第1022号 建設省告示第 381号 建設省告示第 382号 建設省告示第 793号 建設省告示第 546号	若竹公園、手宮公園を当初決定。 小樽公園の追加。 平磯公園の追加。 汐見台公園、天神公園の追加。手宮公園の面積及び区域の変更。 奥沢2丁目公園の追加。 奥沢4丁目公園の追加。 入舟公園の追加。小樽公園の面積及び区域の変更。 二楽園の追加。 入舟公園の面積及び区域の変更。 二楽園の公園名の変更(変更後、もがみ公園)。 奥沢2丁目公園の区域の変更。奥沢4丁目公園の面積及び区域の変更。
昭和40年7月2日 昭和42年3月15日 昭和43年6月19日	建設省告示第1670号 建設省告示第 603号 建設省告示第1639号	さくら公園の追加。 平磯公園の面積及び区域の変更。 じゅらく台公園、はまなす公園、あかしや公園、しらかば公園、ながら公園の追加。
昭和45年4月30日 昭和45年9月14日	小樽市告示第 60号 北海道告示第2282号	桂岡中央公園の追加。 朝里中央公園、稲穂公園、梅ヶ枝芝公園、幸中央公園、からまつ公園の追加。若竹公園の種別、面積及び区域の変更。
昭和46年3月4日 昭和46年3月31日 昭和46年11月25日 昭和47年5月9日 昭和48年3月7日	小樽市告示第 41号 小樽市告示第164号2 小樽市告示第 117号 小樽市告示第 21号	ひまわり公園、高島公園の追加。 天神公園の面積及び区域の変更。 銭函公園の追加。 樺2丁目公園、幸4丁目公園の追加。 むつみ公園の追加。若竹公園の番号及び区域の変更。奥沢2丁目公園の番号、公園名(変更後、奥沢1丁目公園)及び位置の変更。
昭和48年3月9日	北海道告示第 543号	じゅらく台公園、はまなす公園、あかしや公園、しらかば公園、ながら公園の番号、位置及び面積表示の変更。桂岡中央公園、ひまわり公園、高島公園、銭函公園の番号の変更。 汐見台公園、天神公園、もがみ公園、さくら公園の番号、位置及び面積表示の変更。奥沢4丁目公園の番号、公園名(変更後、奥沢2丁目公園)、位置及び面積表示の変更。朝里中央公園、稲穂公園、からまつ公園の番号の変更。梅ヶ枝芝公園、幸中央公園の番号及び位置の変更。入舟公園の番号及び面積表示の変更。平磯公園、手宮公園、小樽公園の種別、番号、位置及び面積表示の変更。
昭和49年2月4日 昭和50年2月10日 昭和51年1月30日 昭和51年9月11日 昭和53年1月7日 昭和54年3月23日	小樽市告示第 14号 小樽市告示第 20号 小樽市告示第 12号 北海道告示第3207号 小樽市告示第 3号 小樽市告示第 32号	赤岩公園、あけぼの公園、すずらん公園の追加。 なかよし公園の追加。 しらゆり公園、新光西公園の追加。 桜丘の上公園の追加。 新光東公園、おこばち公園、松山公園の追加。
昭和54年3月29日 昭和54年3月31日	北海道告示第 823号 建設省令第 7号	かもめが丘公園、新光南公園、ひばりが丘公園の追加。奥沢1丁目公園の公園名の変更(変更後、奥沢記念公園)。 末広公園の追加。手宮公園の位置、面積及び区域の変更。
昭和54年4月5日 昭和55年5月26日 昭和56年5月28日 昭和56年10月8日 昭和57年2月24日	北海道告示第 958号 小樽市告示第 88号 小樽市告示第 78号 北海道告示第2205号 小樽市告示第 27号	都市公園法施行規則の一部改正により、「一般公園」を「地区公園、総合公園」に改正。 奥沢2丁目公園の公園名の変更(変更後、栗山公園)。 赤岩北公園、どんぐり公園の追加。 たんぼぼ公園、いしやま公園、らいらく公園、ほしの公園の追加。 からまつ公園の種別、番号、位置、面積及び区域の変更。 オタモイ3丁目公園、望洋1号公園、うたずつ公園の追加。高島公園の面積及び区域の変更。

・小樽都市計画公園及び小樽都市計画緑地の決定経過

告示年月日	告示番号	内 容
昭和57年8月31日	小樽市告示第 147号	かえで公園、みどり公園、はまべ公園の追加。
昭和58年7月5日	小樽市告示第 103号	とみおか公園の追加。
昭和58年8月1日	北海道告示第1490号	望洋東公園の追加。
昭和59年1月6日	小樽市告示第 1号	うみねこ公園、ちどり公園、うみどり公園の追加。
昭和59年3月22日	北海道告示第 468号	朝里川公園の追加。
昭和60年2月8日	小樽市告示第 13号	はるか公園、銭函1丁目公園、ヤチダモ公園の追加。
昭和61年5月15日	北海道告示第 746号	平磯公園の種別及び番号の変更。入舟公園の種別、番号及び公園名の変更。小樽公園の種別の変更。
昭和61年5月16日	小樽市告示第 106号	こざくら公園、あおぼと公園、やまぶき公園、てんとうむし公園、ななかまど公園、山の上公園、やまびこ公園、きらいち公園、すずむし公園、きりぎりす公園、みつばち公園の追加。むつみ公園の面積及び区域の変更。望洋1号公園の公園名の変更（変更後、こおろぎ公園）。
昭和61年5月16日	小樽市告示第 107号	望洋台東緑道の追加。
昭和63年3月10日	北海道告示第 324号	色内埠頭公園の追加。
昭和63年12月16日	小樽市告示第 216号	かっこう公園、杉の子公園、蘭島駅前公園の追加。
平成元年12月12日	小樽市告示第 170号	とりで公園、ふれあい公園の追加。
平成元年12月12日	小樽市告示第 171号	銭函レストパークの追加。
平成元年12月14日	北海道告示第1882号	銭函中央公園の追加。
平成2年8月16日	北海道告示第1141号	天神公園の区域の変更。
平成2年10月18日	北海道告示第1491号	長橋なえぼ公園の追加。
平成3年3月28日	小樽市告示第 40号	ひふみ公園の追加。
平成3年8月30日	北海道告示第1371号	からまつ公園の区域の変更。
平成3年9月4日	小樽市告示第 142号	うみねこ公園の区域の変更。
平成4年10月6日	小樽市告示第 145号	新光北公園、ほしの丘の上公園の追加。
平成5年6月30日	建設省令第 14号	都市公園法施行規則の一部改正により、「児童公園」を「街区公園」に改正。
平成6年6月3日	北海道告示第 869号	朝里川公園の区域の変更。
平成6年6月3日	小樽市告示第 91号	錦台公園の追加。
平成7年7月12日	小樽市告示第 145号	ひふみ公園の公園名の変更（変更後、あじさい公園）。
平成7年12月11日	小樽市告示第 227号	みつばち公園の面積及び区域の変更。
平成7年12月11日	小樽市告示第 228号	望洋台東緑道の区域の変更。
平成9年3月14日	小樽市告示第 36号	築港広場公園の追加。
平成11年6月28日	小樽市告示第 133号	奥沢記念公園の区域の変更。
平成13年4月20日	小樽市告示第 85号	入船公園の区域の変更。
平成17年10月18日	小樽市告示第 238号	もがみ公園の位置及び区域の変更。
平成26年2月21日	小樽市告示第 41号	小樽公園の区域の変更。

種別	名 称		位 置	計画決定面積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	当初計画決定年月日	最終計画変更年月日
	番 号	公 園 名					
街区	2・2・1	若竹公園	若竹町	0.25	0.25	16. 5. 10(内) 272号	48. 3. 7 (市) 21号
	2・2・2	奥沢記念公園	奥沢1丁目	0.22	0.22	25. 6. 17(建) 544号	H11. 6. 28(市) 133号
	2・2・3	じゅらく台公園	朝里2丁目	0.39	0.39	43. 6. 19(建) 1639号	48. 3. 7 (市) 21号
	2・2・4	はまなす公園	朝里3丁目	0.31	0.31	〃	〃
	2・2・5	あかしや公園	新光1丁目	0.35	0.35	〃	〃
	2・2・6	しらかば公園	新光5丁目	0.52	0.52	〃	〃
	2・2・7	桂岡中央公園	桂岡町	0.31	0.31	45. 4. 30(市) 60号	〃
	2・2・8	ながら公園	新光5丁目	0.46	0.46	43. 6. 19(建) 1639号	〃
	2・2・9	ひまわり公園	稲穂1丁目	0.06	0.06	46. 3. 4 (市) 41号	〃
	2・2・10	高島公園	高島3丁目	0.43	0.43	〃	57. 2. 24(市) 27号
	2・2・11	銭函公園	銭函2丁目	0.16	0.16	46. 11. 25(市) 164号2	48. 3. 7 (市) 21号
	2・2・12	桜2丁目公園	桜2丁目	0.37	0.37	47. 5. 9 (市) 117号	〃
	2・2・13	幸4丁目公園	幸4丁目	0.24	0.24	〃	〃
	2・2・14	むつみ公園	長橋4丁目	0.10	0.10	48. 3. 7 (市) 21号	61. 5. 16(市) 106号
	2・2・15	赤岩公園	赤岩1丁目	0.16	0.16	49. 2. 4 (市) 14号	〃
	2・2・16	あけぼの公園	桂岡町	0.32	0.32	〃	〃
	2・2・17	すずらん公園	幸3丁目	0.13	0.13	〃	〃
	2・2・18	なかよし公園	長橋3丁目	0.12	0.12	50. 2. 10(市) 20号	〃
	2・2・19	しらゆり公園	銭函2丁目	0.12	0.12	51. 1. 30(市) 12号	〃
	2・2・20	新光西公園	新光1丁目	0.12	0.12	〃	〃
	2・2・21	新光東公園	新光2丁目	0.12	0.12	53. 1. 7 (市) 3号	〃
	2・2・22	おこぼち公園	最上2丁目	0.11	0.11	〃	〃
	2・2・23	松山公園	長橋5丁目	0.12	0.12	〃	〃
	2・2・24	かもめが丘公園	高島5丁目	0.31	0.30	54. 3. 23(市) 32号	〃
	2・2・25	新光南公園	新光3丁目	0.12	0.12	〃	〃
	2・2・26	ひばりが丘公園	桂岡町	0.13	0.13	〃	〃
	2・2・27	赤岩北公園	赤岩2丁目	0.21	0.21	55. 5. 26(市) 88号	〃
	2・2・28	どんぐり公園	桂岡町	0.13	0.13	〃	〃
	2・2・29	たんぼぼ公園	塩谷2丁目	0.05	0.05	56. 5. 28(市) 78号	〃
	2・2・30	いしやま公園	石山町	0.06	0.06	〃	〃
	2・2・31	らいらっく公園	桂岡町	0.27	0.27	〃	〃
	2・2・32	ほしの公園	星野町	0.13	0.13	〃	〃
	2・2・33	オタモイ3丁目公園	オタモイ3丁目	0.23	0.23	57. 2. 24(市) 27号	〃
	2・2・34	かえで公園	入船2丁目	0.10	0.10	57. 8. 31(市) 147号	〃
	2・2・35	こおろぎ公園	望洋台1丁目	0.26	0.26	57. 2. 24(市) 27号	61. 5. 16(市) 106号
	2・2・36	うたすつ公園	銭函1丁目	0.24	0.24	〃	〃
	2・2・37	みどり公園	緑1丁目	0.14	0.14	57. 8. 31(市) 147号	〃
	2・2・38	はまべ公園	塩谷1丁目	0.13	0.13	〃	〃
	2・2・39	とみおか公園	富岡2丁目	0.08	0.08	58. 7. 5 (市) 103号	〃
	2・2・40	うみねこ公園	祝津2丁目	0.05	0.05	59. 1. 6 (市) 1号	H3. 9. 4 (市) 142号
	2・2・41	ちどり公園	朝里1丁目	0.06	0.06	〃	〃
	2・2・42	うみどり公園	銭函2丁目	0.08	0.08	〃	〃
	2・2・43	はるか公園	春香町	0.15	0.15	60. 2. 8 (市) 13号	〃
	2・2・44	銭函1丁目公園	銭函1丁目	0.10	0.10	〃	〃
	2・2・45	ヤチダモ公園	銭函3丁目	0.18	0.18	〃	〃
	2・2・46	こざくら公園	桜2丁目	0.16	0.16	61. 5. 16(市) 106号	〃
	2・2・47	あおぼと公園	張碓町	0.19	0.19	〃	〃
	2・2・48	やまぶき公園	オタモイ1丁目	0.15	0.15	〃	〃
	2・2・49	てんとうむし公園	望洋台2丁目	0.19	0.19	〃	〃
	2・2・50	ななかまど公園	入船4丁目	0.07	0.07	〃	〃
	2・2・51	山の上公園	富岡2丁目	0.51	0.51	〃	〃
	2・2・52	やまびこ公園	富岡2丁目	0.13	0.13	〃	〃
	2・2・53	きらいち公園	星野町	0.10	0.10	〃	〃
	2・2・54	すずむし公園	望洋台2丁目	0.16	0.16	〃	〃

・都市計画公園及び都市計画緑地

種別	名 称		位 置	計画決定面積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	当初計画決定年月日	最終計画変更年月日
	番 号	公 園 名					
街区	2・2・55	きりぎりす公園	望洋台2丁目	0.19	0.19	61. 5. 16(市) 106号	H7. 12. 11(市) 227号
	2・2・56	みつばち公園	望洋台3丁目	0.21	0.21	〃	
	2・2・57	かっこう公園	松ヶ枝2丁目	0.13	0.13	63. 12. 16(市) 216号	
	2・2・58	杉の子公園	塩谷1丁目	0.20	0.20	〃	
	2・2・59	蘭島駅前公園	蘭島1丁目	0.19	0.19	〃	
	2・2・60	とりで公園	新光3丁目	0.28	0.28	H1. 12. 12(市) 170号	
	2・2・61	ふれあい公園	張碓町	0.25	0.25	〃	
	2・2・62	あじさい公園	オタモイ3丁目	0.10	0.10	H3. 3. 28(市) 40号	
	2・2・63	新光北公園	新光1丁目	0.10	0.10	H4. 10. 6(市) 145号	
	2・2・64	ほしの丘の上公園	星野町	0.20	0.20	〃	
	2・2・65	錦台公園	稲穂5丁目	0.30	0	H6. 6. 3(市) 91号	
	小 計	65		12. 51	12. 20		
近隣	3・3・1	汐見台公園	汐見台4丁目	1. 7	1. 7	23. 8. 27(建) 47号	48. 3. 9(道) 543号
	3・3・2	天神公園	天神1丁目	1. 4	1. 4	〃	H2. 8. 16(道) 1141号
	3・3・3	栗山公園	奥沢2丁目	1. 2	1. 2	25. 6. 17(建) 546号	54. 4. 5(道) 958号
	3・3・5	もがみ公園	最上2丁目及び 松ヶ枝2丁目	1. 9	1. 9	30. 3. 31(建) 381号	H17. 10. 18(市) 238号
	3・3・6	さくら公園	桜1丁目	1. 5	1. 5	40. 7. 2(建) 1670号	48. 3. 9(道) 543号
	3・3・7	朝里中央公園	新光町	1. 8	1. 8	45. 9. 14(道) 2282号	〃
	3・3・8	望洋東公園	望洋台1丁目	3. 1	3. 1	58. 8. 1(道) 1490号	
	3・3・9	稲穂公園	稲穂5丁目	1. 0	0	45. 9. 14(道) 2282号	48. 3. 9(道) 543号
	3・3・10	梅ヶ枝芝公園	梅ヶ枝町	1. 1	1. 1	〃	〃
	3・3・11	幸中央公園	幸3丁目	1. 4	1. 4	〃	〃
	3・3・12	桜丘の上公園	桜3丁目	1. 2	1. 2	51. 9. 11(道) 3207号	
	3・3・13	末広公園	末広町	1. 2	1. 2	54. 3. 29(道) 823号	
		小 計	12		18. 5	17. 5	
地区	4・4・1	からまつ公園	最上2丁目及び緑5丁目	5. 4	3. 3	45. 9. 14(道) 2282号	H3. 8. 30(道) 1371号
	4・4・2	朝里川公園	新光1丁目及び桜3丁目	7. 1	5. 3	59. 3. 22(道) 468号	H6. 6. 3(道) 869号
	4・4・3	平磯公園	若竹町	5. 6	5. 6	18. 5. 8(建) 275号	61. 5. 15(道) 746号
	4・3・4	入船公園	入船5丁目	3. 4	3. 4	26. 12. 3(建) 1022号	H13. 4. 20(市) 85号
	4・3・5	色内埠頭公園	色内3丁目	3. 7	3. 7	63. 3. 10(道) 324号	
	4・3・6	銭函中央公園	銭函3丁目	2. 5	2. 5	H1. 12. 14(道) 1882号	
	小 計	6		27. 7	23. 8		
総合	5・5・1	手宮公園	手宮1, 2, 3丁目	19. 8	19. 7	16. 5. 10(内) 272号	54. 3. 29(道) 823号
	5・5・2	小樽公園	花園5丁目	23. 5	23. 5	17. 5. 13(内) 330号	H26. 2. 21(市) 41号
	5・5・3	長橋なえぼ公園	幸1丁目	31. 1	31. 1	H2. 10. 18(道) 1491号	
	小 計	3		74. 4	74. 3		
緑地	1	望洋台東緑道	望洋台2, 3丁目	0. 47	0. 47	61. 5. 16(市) 107号	H7. 12. 11(市) 228号
	2	銭函レストパーク	銭函3丁目	0. 52	0	H1. 12. 12(市) 171号	
	3	築港広場公園	築港	0. 53	0. 53	H9. 3. 14(市) 36号	
	小 計	3		1. 52	1. 00		
	合 計	89		134. 63	128. 80 86箇所		

(3) 下水道

・小樽都市計画下水道の決定経過

告示年月日	告示番号	面積 (ha)		備 考
		計画決定	事業認可	
昭和33年 3月26日決定	建設省告示第 503号	626.09	626.09	旧市街地
昭和35年 6月 2日変更	建設省告示第1036号	680.04	680.04	桜地区の一部を加える
昭和42年12月21日変更	建設省告示第4346号	680.04	680.04	雨水渠延長8,390mを追加
昭和50年 6月24日変更	小樽市告示第 104号	2,412	1,730	朝里、若竹、高島、祝津地区を新規に追加し、他地区を拡大
昭和55年 2月 8日変更	小樽市告示第 27号	2,801	1,930	市街化区域の見直しに合わせ下水道計画区域を拡大
昭和56年11月18日変更	小樽市告示第 180号	2,801	1,930	望洋パークタウン造成工事に伴う道路計画変更による管渠施設の見直し
昭和58年 7月12日変更	小樽市告示第 106号	2,801	1,980	一般国道5号長橋地区の路線計画変更に伴う色内系統の排水区見直し
昭和59年 3月 2日変更	小樽市告示第 50号	2,801	1,980	管渠施設の布設位置等の変更
昭和61年 3月18日変更	小樽市告示第 46号	3,708	2,270	銭函処理区を新規に追加
昭和62年12月14日変更	小樽市告示第 259号	3,708	2,790	幹線管渠の一部について管径の変更
平成 2年12月10日変更	小樽市告示第 186号	3,708	3,122	ポンプ場の位置の変更
平成 3年 9月 4日変更	小樽市告示第 140号	3,711	3,122	排水区域の拡大
平成 4年10月 5日変更	小樽市告示第 137号	3,797	3,396	蘭島処理区を新規に追加、船浜下水終末処理場の廃止
平成 7年 6月30日変更	小樽市告示第 138号	3,797	3,396	幹線管渠の一部について管径等の変更
平成 8年 8月16日変更	小樽市告示第 154号	3,800	3,411	排水区域の拡大
平成11年 3月 1日変更	小樽市告示第 35号	3,846	3,478	排水区域の拡大
平成17年 3月29日変更	小樽市告示第 56号	3,847	3,509	排水区域の拡大
平成18年 3月31日変更	小樽市告示第 58号	3,848	3,509	排水区域の拡大
令和 3年 3月23日変更	小樽市告示第 90号	3,848	3,514	排水区域の縮小

※事業認可は都市計画決定事項ではないため「計画決定」時の面積を参考として掲載しています。

・小樽都市計画下水道整備進捗状況

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
普及率(%)	98.9	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	99.1	99.1	99.1	99.2
処理面積 (ha)	2,746.00	2,750.02	2,750.02	2,751.32	2,751.94	2,752.30	2,752.60	2,756.91	2,761.61	2,762.79
処理人口 (人)	122,735	120,764	118,737	116,693	114,487	112,666	110,721	108,760	106,961	104,764

・札幌圏都市計画下水道（小樽市分）の決定経過

告示年月日	告示番号	面積 (ha)		備 考
		計画決定	事業認可	
昭和52年 9月 3日	北海道告示第2757号	360	0	石狩湾新港背後地
昭和58年 9月19日変更	北海道告示第1772号	360	300	用地造成計画の見直しに伴う幹線管渠のルート及び断面の変更、新たな幹線管渠の追加
平成 2年 8月16日変更	北海道告示第1141号	366	325	排水区域の拡大、管渠の変更（ルート等）
平成10年11月20日変更	北海道告示第1971号	366	325	排水区域の拡大、管渠の変更（幹線管渠の廃止）
平成27年 3月17日変更	北海道告示第195号	422	325	排水区域の拡大

※事業認可は都市計画決定事項ではないため「計画決定」時の面積を参考として掲載しています。

(4) 駐 車 場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
昭和50年3月31日決定	小樽市告示第46号	稲穂駐車場	稲穂3丁目	約0.12ha	駐車台数 約150台 (夏期 163台、冬期 132台) (平均 147台≒150台)
(昭和50年8月16日決定) 平成2年10月29日変更	(小樽市告示第141号) 小樽市告示第160号	駅前パーキング	稲穂2丁目	約0.26ha	駐車台数 123台

(5) ごみ焼却場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
昭和39年11月5日決定	建設省告示第3098号	小樽市天神ごみ焼却場	天神2丁目	約1.4 ha	80 t / 日
(平成3年12月4日決定) 平成16年2月4日変更 (廃止)	(小樽市告示第200号) 小樽市告示第21号	小樽市廃棄物焼却場	塩谷4丁目	約2.41ha	160 t / 日

(6) ごみ処理場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
(昭和51年9月1日決定) 平成16年2月4日変更	(小樽市告示第120号) 小樽市告示第20号	小樽市ごみ処理場	塩谷4丁目	約1.1 ha	粗大ごみ処理施設 (併用設備) 100t/5h (埋立 153t/日)
平成16年2月4日決定	小樽市告示第20号	北しりべし廃棄物処理広域連合 ごみ処理施設	桃内2丁目	約8.0 ha	ごみ焼却場含む 破碎処理施設 約36.0t/日 資源化施設 約37.8t/日 焼却施設 約197.0t/日 (98.5t×2炉)

(7) 汚物処理場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
昭和45年9月1日決定	小樽市告示第108号	小樽市汚物処理場	銭函1丁目 及び張碓町	2.4 ha	(1日150kl) (125,000人分)

(8) 汚水処理場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
(昭和50年6月24日決定) 平成11年3月1日変更	(小樽市告示第104号) 小樽市告示第35号	中央下水終末処 理場	色内3丁目	約6.485 ha	能力 104,000m ³ /日
(昭和61年3月18日決定) 平成11年3月1日変更	(小樽市告示第46号) 小樽市告示第35号	銭函下水終末処 理場	銭函3丁目	約3.308 ha	能力 12,880m ³ /日
(平成4年10月5日決定) 平成11年3月1日変更	(小樽市告示第137号) 小樽市告示第35号	蘭島下水終末処 理場	蘭島1丁目	約0.770 ha	能力 1,000m ³ /日

(9) 市 場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
(昭和47年1月6日決定) 平成26年9月25日変更	(小樽市告示第6号) 小樽市告示第327号	小樽市青果物地 方卸売市場	有幌町	約2.6ha	
昭和51年9月1日決定	小樽市告示第121号	小樽市水産物地 方卸売市場	高島1丁目	約2.9 ha	

(10) 火 葬 場

告示年月日	告示番号	名 称	位 置	面 積	備 考
平成2年2月23日決定	小樽市告示第24号	小樽市火葬場	緑5丁目	約1.64 ha	設置炉数7基

地区計画等

小樽の都市計画 City Planning of OTARU

(1) 地区計画等

【地区計画等の種類】

: 小樽市において指定しているもの

地区計画等	
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> 地区レベルの市街地において、建物の用途や形態、道路、公園等に関する事項をきめ細かに定めることにより、良好な市街地の整備及び保全を図るための制度。
再開発等促進区	<ul style="list-style-type: none"> 適正な配置、規模の公共施設がないまとまった土地の区域において、道路、公園等を整備することにより容積率の緩和等を認めることで、土地の利用転換を図り土地の高度利用と都市機能の増進を図る制度。
開発整備促進区	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な集客施設の立地が制限される地域において、誘導すべき大規模な集客施設の方針や基準を定め用途制限の緩和を認めることで、周辺環境への影響を抑えつつ良好な市街地の形成を図るための制度。
誘導容積型	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共施設が未整備の区域において、それらの整備状況に応じた容積率を適用することで、公共施設を整備しつつ土地の有効利用を誘導する制度。
容積適正配分型	<ul style="list-style-type: none"> 高度利用を図るべき区域と容積を抑えるべき区域とを区分し、それらの中で容積率を配分することによって、土地の合理的な利用と良好な都市環境の形成や保護を図るための制度。
高度利用型	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の建築形態を規制することによって敷地内に空地を確保し、これに対して容積率を緩和することにより、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための制度。
用途別容積型	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の減少の著しい地区等において、住宅を含む建築物の容積率の上限を引き上げることで、当該地区における住宅用途の適正配分を図るための制度。
街並み誘導型	<ul style="list-style-type: none"> 道路幅員が狭い地区において、壁面位置や高さ等の制限を定めた上で斜線制限や容積率制限を緩和することにより、土地の合理的かつ健全な有効利用の推進と良好な環境の形成を図るための制度。
立体道路制度	<ul style="list-style-type: none"> 道路の上空又は路面下を建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることで、土地の有効利用及び中心市街地の活性化やバリアフリー社会への対応など都市機能の増進を図るための制度。
防災街区整備地区計画	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設が十分に整備されていない密集市街地において、公共施設とその周辺の耐火建築物等を一体的に誘導することにより、地区の防災機能の確保及び土地の合理的かつ健全な利用を図るための制度。
歴史的風致維持向上地区計画	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致による良好な市街地の形成が必要な地域において、地域に適した用途の歴史的建造物を利活用することにより、歴史的風致の維持・向上及び土地の合理的かつ健全な利用を図るための制度。
沿道地区計画	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の沿道において、防音又は遮音に関する建築物の構造の制限等を設けることにより、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るための制度。
集落地区計画	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の高い農業の確立及び良好な居住環境の確保の両方が求められる地域において、それぞれの特性にふさわしい計画を定めることにより、営農条件と調和のとれた居住環境の確保を図るための制度。

(2) 地区計画

・地区計画

告示年月日	告示番号 下段以降変更	地区の名称	面積(ha)		内 容						備考 用途地域		
			地区 計画	地区 整備 計画	地区の 細区分	用途	容積 率	建 蔽 率	最低 敷地 (㎡)	高さ (m)		その他	
平成3年 3月28日	小樽市 告示 第46号	金沢ニュー タウン地区	6.3	6.2	低層専用 住宅地区A	専用住宅等	—	—	180	—	垣・さく	第1種 低層住居 専用地域	
平成5年 6月25日	小樽市 告示 第97号				低層専用 住宅地区B	専用住宅等	—	—	200	—	垣・さく		
平成7年 10月31日	小樽市 告示 第206号												
平成4年 10月5日	小樽市 告示 第144号	星野町地区	6.2	6.0	低層専用 住宅地区	専用住宅等	8/10	5/10	180	10	垣・さく、壁面 の位置の制限	第1種 住居地域 準工業 地域	
平成5年 6月25日	小樽市 告示 第97号				一般住宅 地区	店舗等	—	5/10	200	—	壁面の位置の 制限		
平成22年 2月18日	小樽市 告示 第37号				利便施設 地区	店舗等	—	—	1500	—	壁面の位置の 制限		
平成4年 12月8日	小樽市 告示 第183号	幸地区	13.1	13.1	低層専用 住宅地区	専用住宅等	6/10	4/10	200	10	垣・さく、壁面 の位置の制限	第1種 低層住居 専用地域 第1種 住居地域	
平成5年 6月25日	小樽市 告示 第97号				低層一般 住宅A地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面 の位置の制限		
平成22年 2月18日	小樽市 告示 第37号				低層一般 住宅B地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面 の位置の制限		
平成24年 12月28日	小樽市 告示 第321号				低層一般 住宅C地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	壁面の位置の 制限		
平成29年 3月24日	小樽市 告示 第80号				低層集合 住宅地区	共同住宅等	8/10	5/10	500	10	垣・さく、壁面 の位置の制限		
平成6年 6月1日	小樽市 告示 第87号	堺町地区	10.9	9.4	堺町本通 A地区	店舗、 事務所等	—	—	—	25	—	準工業 地域	
平成8年 8月16日	小樽市 告示 第153号												
平成22年 2月18日	小樽市 告示 第37号				堺町本通 B地区	店舗、 事務所等	20/10	—	—	25	—		
平成29年 3月24日	小樽市 告示 第80号												
平成8年 8月16日	小樽市 告示 第148号	色内3丁目 地区	11.5	9.2	色内3丁目 A地区	店舗、 事務所等	—	—	—	17	—	準工業 地域	
平成22年 2月18日	小樽市 告示 第37号				色内3丁目 B地区	店舗、 事務所等	—	—	—	25	—		
平成29年 3月24日	小樽市 告示 第80号				色内3丁目 C地区	—	—	—	—	17	—		
平成30年 4月2日	小樽市 告示 第90号												

・地区計画

告示年月日	告示番号 下段以降変更	地区の名称	面積(ha)		内 容							備考 用途地域
			地区計画	地区整備計画	地区の細区分	用途	容積率	けん建べい蔽率	最低敷地(m ²)	高さ(m)	その他	
平成8年8月16日 平成22年3月23日 平成26年9月25日 平成29年3月24日 平成30年4月2日	小樽市告示第149号 小樽市告示第73号 小樽市告示第328号 小樽市告示第80号 小樽市告示第90号	港町地区	26.6	20.7	港町地区A地区	店舗、事務所等	—	—	—	17	—	準工業地 工業地域
					港町地区B地区	店舗、事務所等	—	—	—	25	—	
					港町地区C地区	店舗、事務所等	—	—	—	25	—	
平成8年12月17日 平成22年2月18日	小樽市告示第240号 小樽市告示第37号	新光町地区	18.7	16.1	低層専用住宅地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面の位置の制限	第1種 住居地域
					集合住宅地区	共同住宅等	—	—	500	—	垣・さく、壁面の位置の制限	
					利便施設地区	店舗等	—	—	300	10	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成10年11月6日 平成22年2月18日	小樽市告示第196号 小樽市告示第37号	星野ニュータウン地区	14.2	14.2	低層専用住宅地区	専用住宅等	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面の位置の制限	第1種 住居地域
					低層一般住宅地区	専用住宅福祉施設	8/10	5/10	200	10	垣・さく、壁面の位置の制限	
					一般住宅利便地区	専用住宅店舗等	—	—	300	15	垣・さく、壁面の位置の制限	
					研究施設地区	共同住宅研究所等	—	—	1000	20	垣・さく、壁面の位置の制限	
平成22年2月18日	小樽市告示第36号	富岡地区	8.4	8.4	低層一般住宅地区	—	—	—	—	10	—	第1種 中高層 住居専用 地

・地区計画（再開発等促進区）

告示年月日	告示番号 下段以降変更	地区の名称	面積(ha)		内 容							備考 用途地域
			地区計画	地区整備計画	地区の細区分	用途	容積率	けん建べい蔽率	最低敷地(m ²)	高さ(m)	その他	
平成6年11月25日 平成8年8月16日 平成18年9月11日 平成22年2月18日 平成30年4月2日 令和4年9月29日	小樽市告示第195号 小樽市告示第151号 小樽市告示第233号 小樽市告示第37号 小樽市告示第90号 小樽市告示第330号	小樽築港駅周辺地区	28.0	18.2	商業レクリエーション地区	店舗等	40/10※	—	1000	—	壁面の位置の制限	工業地域
					商業・業務地区	店舗等	40/10※	—	500	—	壁面の位置の制限	
					中高層住宅地区	共同住宅等	40/10※	—	1000	—	壁面の位置の制限	
					医療・福祉関連サービス業務地区	医療・福祉関連施設	30/10※	—	—	—	壁面の位置の制限	

※ 地区整備計画で定められた容積率の最高限度を適用するには、特定行政庁の認定が必要となります。

市街地開発事業

小樽の都市計画 City Planning of OTARU

(1) 市街地再開発事業

① 小樽都市計画小樽駅前地区市街地再開発事業

告示年月日	告示番号	面積
昭和45年2月7日決定	北海道告示第307号	2.8 ha

・公共施設

公共施設の配置及び規模						
	種別	名称	幅員	延長	面積	備考
道 路	都市計画道路	3・2・1中央通	36m	42m	—	施行前の幅員 18m
	都市計画道路	3・3・7小樽中央線	28~31m	256m	—	施行前の幅員 18m
	都市計画道路	交通広場	—	—	7,400㎡	施行前の面積 4,233㎡
公園及び緑地	—					
下水道	公共下水道整備済み					
その他	—					

・建築物整備

建 築 物 の 整 備	街区番号	建 築 物			敷 地		主要用途	高度利用地区の制限内容				
		敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築面積の割合 (%)	延床面積の割合 (%)		容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築面積最低限度 (㎡)	備考
物 1		約 10,676	約 9,109	約 52,699	85	494		60/10	20/10	8/10	300	86戸 4,844㎡
	1	2,756	2,100	13,325	76	483	店舗 病院 改良住宅					改良住宅 50戸 2,067㎡
	2	5,148	4,709	26,927	91	523	店舗 公共駐車場 分譲住宅					分譲住宅 36戸 2,777㎡
	3	2,772	2,300	12,447	83	449	店舗、ホテル、市営温水プール					ただし耐火建築物にあつては9/10

② 小樽都市計画第一種市街地再開発事業 [稲北地区]

告示年月日	告示番号	面積
平成8年3月11日決定	小樽市告示第49号	約 0.9 ha

・公共施設

公共施設の配置及び規模					
道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
	都市計画道路	3・2・4臨港線	38m	約 130m	都市計画決定済 代表幅員 30m、一部整備済
	都市計画道路	3・4・16大通北線	18~22m	約 80m	都市計画決定済 代表幅員 18m、未整備
公園及び緑地	—				
下水道	公共下水道整備済み				
その他	—				

・建築物整備

建 築 物 街 区 番 号	建 築 物			敷 地		主 要 用 途	高 度 利 用 地 区 の 制 限 内 容					
	敷 地 面 積 (㎡)	建 築 面 積 (㎡)	延 床 面 積 (㎡)	建 築 面 積 の 割 合 (%)	延 床 面 積 の 割 合 (%)		容 積 率 の 最 高 限 度	容 積 率 の 最 低 限 度	建 蔽 率 の 最 低 限 度	建 築 面 積 最 低 限 度 (㎡)	壁 面 の 位 置 の 制 限 (m)	備 考
1	約 5,600	約 3,700	約 24,700	約 70	約 400	店舗 一部事務所 約 5,500㎡ 分譲住宅 賃貸住宅 約 6,800㎡ コミュニテ ィ施設 約 2,200㎡ 駐車場 約10,200㎡	40/10	20/10	7/10	300	2.0	駐車台数 約 270台 附置義務 台 数 11台

③ 小樽都市計画第一種市街地再開発事業〔小樽駅前第3ビル周辺地区〕

告示年月日	告示番号	面積
平成18年9月11日決定	小樽市告示第234号	約 0.6 ha

・ 公共施設

公共施設の配置及び規模					
道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
	都市計画道路	3・3・7小樽中央線	14.5~15.5m (27~28m)	約100m	都市計画決定済 整備済 ()内は全幅員
	都市計画道路	3・2・1中央通	18m (36m)	約60m	都市計画決定済 整備済 ()内は全幅員
	区画道路	市道 静屋線	5.45m (10.9m)	約100m	整備済 ()内は全幅員
公園及び緑地	—				
下 水 道	公共下水道整備済み				
そ の 他	—				

・ 建築物整備

建 築 物 の 整 備	街 区 番 号	建 築 物			敷 地		主 要 用 途	高 度 利 用 地 区 の 制 限 内 容				備 考	
		敷 地 面 積 (㎡)	建 築 面 積 (㎡)	延 床 面 積 (㎡)	建 築 面 積 の 割 合 (%)	延 床 面 積 の 割 合 (%)		容 積 率 の 最 高 限 度	容 積 率 の 最 低 限 度	建 蔽 率 の 最 高 限 度	建 築 面 積 最 低 限 度 (㎡)		
	1	約 3,600	約 2,800	約 27,000 (21,000)	約 80	約 600	店舗 住宅 ホテル 駐車場	60/10	20/10	8/10	300	駐車場 約200台 住宅 約100戸	
				()内は 建築基準法 第52条の規 定による容 積率制限に 関して建築 基準法施行 令第2条第 1項第4号 ただし書き 及び同条第 3項の規定 に基づき算 出されるべ き延べ面積									

(2) 土地区画整理事業

① 朝里地区土地区画整理事業

・区域及び経過

告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
昭和38年10月28日決定	建設省告示第2707号	163.40	南・北及び中地区 南地区変更 北地区変更 北・中地区変更 札幌自動車道部分を除く
昭和40年7月2日変更	建設省告示第1667号	163.24	
昭和41年4月8日変更	建設省告示第1213号	161.23	
昭和44年5月12日変更	建設省告示第1902号	146.41	
昭和47年5月17日変更	建設省告示第1608号	145.29	

・事業の内容

地区名	施行面積 (ha)	事業完了年度	減歩率(%)			計画人口(人)
			公共地	保留地	計	
朝里南	30.05	昭和43年7月19日	14.82	11.65	26.47	約 2,000
朝里北	54.65	昭和47年6月19日	15.74	3.89	19.63	約 4,100
朝里中	60.58	昭和50年6月30日	14.69	7.76	22.45	約 4,600

② 銭函地区土地区画整理事業

地区名	施行面積 (ha)	事業完了年度	減歩率(%)			備考
			公共地	保留地	計	
銭函	97.98	平成元年3月	16.33	4.83	21.16	昭和57年7月8日 北海道告示第1413号

③ 組合施行の土地区画整理事業

地区名	施行面積 (ha)	事業年度	減歩率(%)			計画人口(人)
			公共地	保留地	計	
東小樽 幸町	130.41	昭和9～15年	22.96	14.81	37.77	約 5,200 約 4,500
	51.13	昭和43～46年	23.39	15.42	38.81	

④ 個人施行の土地区画整理事業

地区名	施行面積 (ha)	事業年度	減歩率 (%)			公示日 告示番号	備考
			公共地	保留地	計		
銭函地区 (石狩湾新港地域)	217.48	昭和57年～昭和62年	10.46	—	10.46	昭和57年5月24日 北海道告示 第1060号	当初
	217.48	昭和57年～昭和62年	12.55	—	12.55	昭和58年11月21日 北海道告示 第2115号	第1回変更 ア
	227.31	昭和57年～平成2年	11.08	—	11.08	昭和62年7月9日 北海道告示 第1102号	第2回変更 イ
	226.39	昭和57年～平成5年	11.51	—	11.51	平成2年2月1日 北海道告示 第127号	第3回変更 ウ
	225.86	昭和57年～平成5年	12.38	—	12.38	平成2年10月22日 北海道告示 第1509号	第4回変更 エ
	225.89	昭和57年～平成5年	12.38	—	12.38	平成3年8月30日 北海道告示 第1372号	第5回変更 オ
	236.92	昭和57年～平成7年	12.28	—	12.28	平成4年5月6日 北海道告示 第701号	第6回変更 カ
	241.00	昭和57年～平成7年	13.79	—	13.79	平成5年6月29日 北海道告示 第979号	第7回変更 キ
	241.00	昭和57年～平成12年	13.79	—	13.79	平成8年3月15日 北海道告示 第368号	第8回変更 ク
	241.00	昭和57年～平成17年	13.79	—	13.79	平成13年2月26日 小樽市告示 第20号	第9回変更 ケ
	241.00	昭和57年～平成22年	13.79	—	13.79	平成18年3月9日 小樽市告示 第41号	第10回変更 コ
	241.38	昭和57年～平成27年	13.77	—	13.77	平成23年3月7日 小樽市告示 第39号	第11回変更 サ
	241.38	昭和57年～平成37年	13.77	—	13.77	平成28年3月31日 小樽市告示 第88号	第12回変更 シ
	241.38	昭和57年～平成40年	13.77	—	13.77	平成31年2月13日 小樽市告示 第45号	第13回変更 ス
	241.38	昭和57年～令和10年	13.77	—	13.77	令和4年10月3日 小樽市告示 第336号	第14回変更 セ

- ア 区画道路の新設 資金計画の変更 (第1回変更)
- イ 施工期間の延長 工区の新設 区画道路の新設及び変更 地番、地積の変更及び確定 資金計画の変更 (第2回変更)
- ウ 施工期間の延長 工区の分割 区画道路の新設 地積の変更及び確定 (第3回変更)
- エ 地番、地積の変更及び確定 資金計画の変更 (第4回変更)
- オ 地番、地積の変更及び確定 資金計画の変更 (第5回変更)
- カ 施行区域の拡大 (第6回変更)
- キ 施行区域の拡大 (第7回変更)
- ク 施行期間の変更 資金計画の変更 (第8回変更)
- ケ 施行期間の変更 資金計画の変更 事務所移転に伴う規約の変更 (第9回変更)
- コ 施行期間の変更 資金計画の変更 (第10回変更)
- サ 施行期間の変更 資金計画の変更 施行区域の拡大 (第11回変更)
- シ 施行期間の変更 資金計画の変更 地積の変更 施行者の変動 施行者の変動に伴い、規約から基準に変更 (第12回変更)
- ス 施行期間の変更 資金計画の変更 地積の変更 工区界の変更 (第13回変更)
- セ 施行年度の変更 資金計画の変更 工区の分区 工区界の変更 (第14回変更)

⑤ 中央通地区土地区画整理事業

・事業概要

- (1) 事業名 小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業
 (2) 施行者 小樽市
 (3) 施行面積 約3.6ha
 (4) 施行期間 平成6年9月21日～平成17年3月31日
 (5) 法的手続 基本計画の建設省承認 平成5年8月4日
 都市計画の決定 平成6年3月8日 (小樽市告示第28号)
 事業計画の決定 平成6年9月21日 (小樽市告示第165号)
 事業計画の変更 平成10年12月24日 (小樽市告示第222号) (第1回)
 平成15年4月18日 (小樽市告示第89号) (第2回)
 平成17年1月11日 (小樽市告示第5号) (第3回)

(6) 減歩率

施行前 宅地地積 (台帳地積) (A) m ²	同更正地積 (実測更正後) A' m ²	施行後 宅地地積 (含保留地) A' m ²	減歩地積 (m ²)			減歩率 (%)		
			公共用地 P	保留地 R	計 D	公共減歩 p=P/A	保留地減歩 r=R/A	合算減歩 d=D/A
19,065.79	19,102.77	18,249.52	853.25	—	853.25	4.47	—	4.47

⑥ 小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業

・事業概要

- (1) 事業名 小樽都市計画事業小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業
 (2) 施行者 小樽市
 (3) 施行面積 約30.5ha
 (4) 施行期間 平成7年12月14日～平成13年9月30日
 (5) 法的手続 基本計画の建設省承認 平成6年6月15日
 都市計画の決定 平成6年11月25日 (北海道告示第1765号)
 事業計画の決定 平成7年12月14日 (小樽市告示第232号)
 事業計画の変更 平成8年11月20日 (小樽市告示第223号) (第1回)
 平成12年5月24日 (小樽市告示第97号) (第2回)
 平成12年10月6日 (小樽市告示第168号) (第3回)
 平成13年3月26日 (小樽市告示第49号) (第4回)

(6) 減歩率

施行前 宅地地積 (台帳地積) (A) m ²	同更正地積 (実測更正後) A' m ²	施行後 宅地地積 (含保留地) A' m ²	減歩地積 (m ²)			減歩率 (%)		
			公共用地 P	保留地 R	計 D	公共減歩 p=P/A	保留地減歩 r=R/A	合算減歩 d=D/A
282,758.14	282,774.92	207,136.80	75,638.12	18,900.17	94,538.29	26.7	6.7	33.4